

## 体制届提出時の手続きについて

各種算定の手続きに必要な手続きをまとめましたので、届出提出時にご活用ください。

この資料は以下の構成となっています。

- ① 体制届提出時の留意事項
- ② 体制届等提出フロー
- ③ フローチャート等注釈
- ④ 各種リンク

## 体制届提出時の留意事項

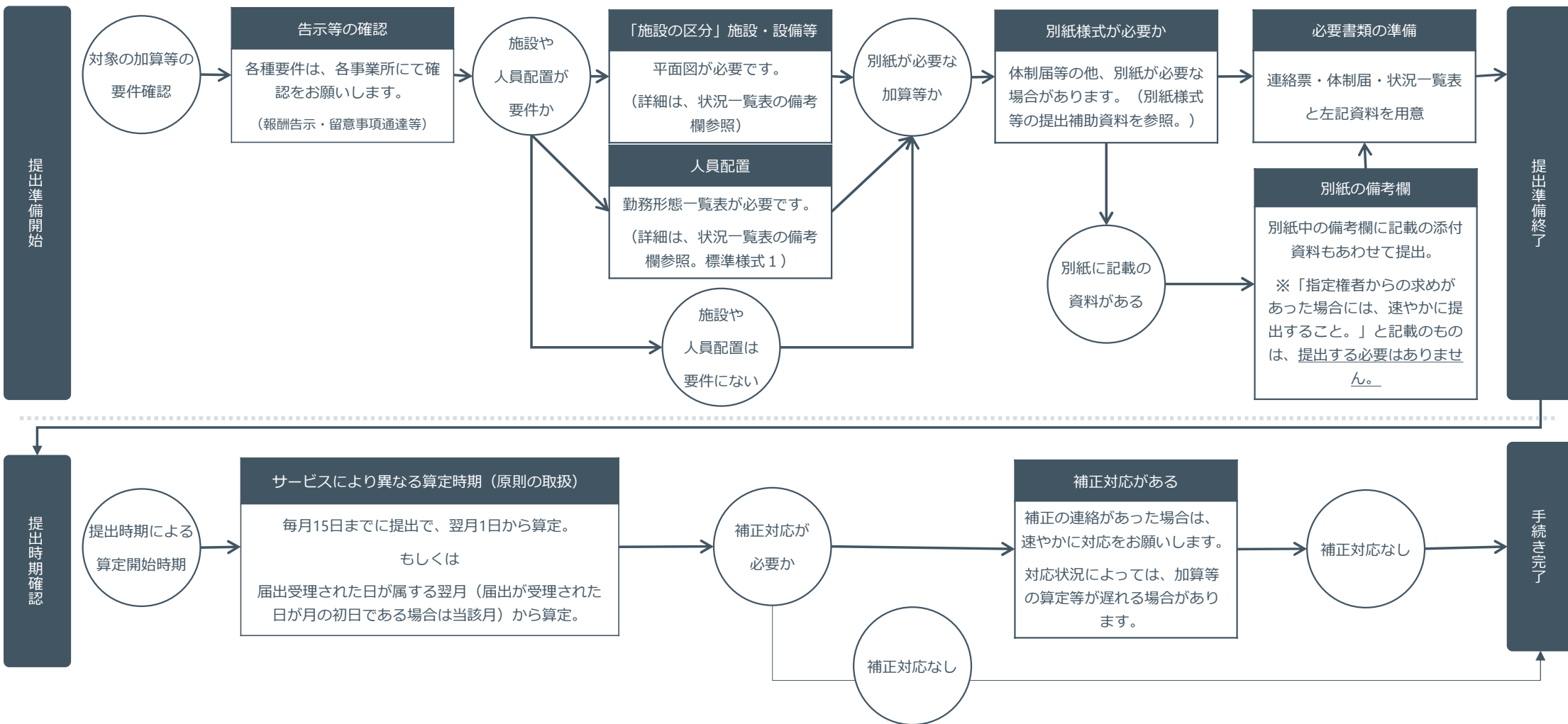
各種算定の手続きに主な留意事項をまとめましたので、確認してください。

- 各種加算の要件は各事業所にてご確認ください。
- 確認時には報酬告示、留意事項通知、その他個別通達やQ & Aをご確認ください。
- 様式が居宅サービス等・地域密着型サービス・総合事業に分かれていますので、適切な様式を使用してください。
- 提出に伴い、『体制届』の下部「特記事項」に変更される加算等を全て記載してください。
- 介護給付費等に係る『体制等状況一覧表』は、変更のある加算等のみチェックを入れてください。
- 全ての提出資料は算定対象月のものをご提出ください。（別紙・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等を含む）
- サービスごとに翌月に算定する際の提出期限が異なっていますのでご注意ください。
- 届出提出後、補正が必要な場合は担当者より連絡いたします。その場合は速やかに対応をお願いします。対応の状況により算定できなくなることがありますのでご注意ください。

# 体制届等提出フロー

体制届を提出するときのフローを示しますので、資料作成時にお役立てください。

※詳細は各種通知等をご確認ください。



## フローチャート等注釈

この注釈の内容に関わらず、各種通知等をご確認の上、必要な対応をお願いします。

- ① 連絡票は任意の様式ですが、極力提出をお願いします。
- ② 体制届とは、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書のことを指します。
- ③ 状況一覧表または体制状況一覧表とは、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表のことを指します。
- ④ 全ての書類の整合性が取れていることを確認の上提出してください。

※様式等については、「各種リンク」のスライドに各種リンクを用意していますので、ご利用ください。

## 各種リンク

各種算定の手続きに必要な様式のリンクを掲載しますので、必要に応じて利用してください。

- 別紙様式等の提出補助資料

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/020/1489/g/b/t04/63245.html>

- 大津市ホームページ（介護保険 事業者向け）

<https://www.city.otsu.lg.jp/kenko/kaigo/jigyosha/index.html>

- 介護サービス関係Q&A（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)

- 厚生労働省通知関係（ワムネット）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

- 処遇改善加算に関する様式

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201\\_42226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html)

- 処遇改善加算に関する問い合わせ先

050-3733-0222（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001243571.pdf>